

## はちしん教育資金一括贈与専用口座「託す想い」

※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座

令和1年7月1日現在適用中

1	商品の名称	はちしん教育資金一括贈与専用口座「託す想い」 ※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座
2	お預け入れいただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人（預金者）</li> </ul> ※ 開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店・金融機関で専用口座の開設はできません。
3	お預け入れ期間	(1) 贈与税が非課税となる預金の取扱期間 ・平成25年10月1日～令和3年3月31日まで (2) 預入期間 ・預金者が30歳に達した日（ただし、預金者が学校等に在学している場合や、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除く） ・預金者が死亡した日 ・預金残高がなくなり、かつ預金者と当金庫の間で契約終了の合意があった日
4	お預け入れ (1) お預け入れ方法  (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>随時預入                ※ 贈与契約日から2か月以内に直系尊属から贈与された金銭を預入いただきます。</li> <li>※ 預入にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を当金庫に提出いただきます。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>1円以上 1,500万円以下</li> <li>1円単位</li> </ul>
5	お支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として預金者の教育資金の支払いにあてる場合に限り払い戻しできます。</li> </ul> ※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。 ※令和1年7月1日以後に支払われる教育資金については、預金者が23歳に達した翌日以後は「学校等以外の者」に対して支払われる費用は適用対象外となります。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は対象となります。
6	お利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>変動金利</li> <li>毎日の普通預金の店頭表示金利に0.1%上乗せした金利を適用します。</li> <li>年2回（3月、9月）当金庫所定の日に元金に組み入れます。</li> <li>毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1</li> </ul>

		年を365日とする日割計算で行います。
7	税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。</li> <li>※令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</li> </ul>
8	手数料	—
9	付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
10	中途解約の取扱い	・原則として中途解約はできません。
11	金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。
13	苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時30分 電話：0120-939-853）にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul>
15	その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。